

氏 名	安 斎 聡 子
学 位	博士（学術）
学 位 記 番 号	博社情甲 第7号
学位授与の日付	2018年3月24日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号） 第4条第1項該当
学 位 論 文 題 目	人はいかにして他者の記憶を語るのか －原爆体験者の記憶をめぐる継承の研究－
論 文 審 査 委 員	主 査 教 授 高 木 光太郎 副 査 教 授 鈴 木 宏 昭 副 査 教 授 飯 島 泰 裕 副 査 京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授 矢 守 克 也

論 文 内 容 の 要 旨

安 斎 聡 子

近序章 カタストロフの出来事と記憶の継承・伝承

証言者が不在となった後、私たちはその記憶をどのように扱うべきであろうか。

本研究は非体験者が体験者である他者の記憶を語り継ぐ、「記憶の継承・伝承」場面に見られる構造、「記憶の継承・伝承」の本質を明らかにすることを目指すものである。

I 章 記憶の継承・伝承はいかにして可能か

社会には二度とその災厄を起こさないためという言説のもと、過去の災厄をめぐる記憶の継承・伝承への要請、記憶表象の固定化と保全をはかる記憶表象主義的な実践への偏重が存在する。

記憶・想起研究においても現在その主流を集合的記憶研究が占めている。集合的記憶では記憶・想起を言語（発話やテキスト）の媒介機能から捉えようとする結果、集合的記憶の生成、保持、変容、消費、ナラティブの集合的記憶への媒介の範囲等が関

心となる (Wertsch, 1993; 2002a; 2002b; 2008; 2009)。そのため社会性、集合性が希求され、結果として体験者固有の体験性、身体性、持続性などを扱えないという問題がある。これらを乗り越える理論として、記憶が環境を探索する行為であるとの立場から、現在の二重化のなかで環境の探索を行う際の、目撃者、聞き手、諸物との間に生まれる位相を示した記憶空間論 (高木, 2006a) を中心に、環境との接触の変化と想起・知覚の関係をとらえたナビゲーション実験 (佐々木, 1996) の知見を用いるものとする。

Ⅱ章 記憶の継承・伝承へのアプローチ

研究目的に対し、本研究が選んだフィールドは広島市被爆証言伝承者養成事業である。その事業を活躍の場として証言者たちの被爆の被爆体験を受け継ぎ語り出している伝承者 (1 期生) 約16名 (分析 1～4 によって対象者に若干の違いがある) を調査の対象とし、参与観察、半構造化インタビューを行い、各データのトランスクリプトを作成した上でコーディング、分析を行った。

広島市のこの事業の目的は、証言者の被爆体験を受け継ぎ、次世代に伝える人材 (伝承者) を養成することであり、特定の非体験者による特定の体験者の記憶を受け継ぐという取り組みであった。また、証言者たちの体験を中心に伝承講話を構成することといったルールが存在していた。この目的を達成するため、養成研修のプログラムでは、証言者の記憶表象の伝達を中心にすえた学習が目指されていた。しかし I 章で示したように、3 年の養成研修を終えて伝承者が語り出した伝承講話には、被爆の実相 (一般知識) や伝承者自身の家族の被爆体験など、証言者の体験以外の主題が一定の割合を占めるものも含まれていた。この状況は養成事業の目的との適合が疑われる事象である。しかし同時にこの事態は伝承者、証言者、要請担当者に概ね肯定されていた。よってここに、本研究の目的である「語り継ぎによる記憶の継承・伝承場面の構造、本質」、すなわち「語り継ぎの場面で行われていることが体験者の記憶表象の伝達ではない、別の何かである可能性」を示唆する重要な現象と判断された。

Ⅲ 分析 1：伝承講話の場面で何が語られているのか

そこで分析 1 では、伝承講話で語られている主題を抽出し、字数によりそのボリュームを算出し、伝承者が行っている伝承講話がそれぞれに異なること、よってその伝承講話が証言者の記憶表象の伝達にはなっていないことを示した。この分析で明らか

になったことは、次の2点である。

一つは、1期生の伝承者たちが語っていた伝承講話には、証言者の被爆体験を中心にすえた語り（規定語り）、被爆の実相に一定の割合を与えた語り（実相語り）、家族の被爆証言を一定程度加えた語り（身内語り）の3つのパターンが存在していたということである。このことは、伝承講話にこの事業の目的（証言者の体験を語り継ぐ人材の養成）に適った規定語りが存在する一方で、その目的に直接的には適合しない実相語りと身内語りが存在するということであり、伝承講話では証言者の被爆体験以外のことも一定量語られているということを示唆するものである。

2点目は、同じ証言者の証言講話を引き継ぐ伝承者間でも、伝承講話を構成するエピソードの選択、エピソードを構成する出来事（構成要素）の選択や配置順（構成要素の発生の順番）に違いが生じていたことである。伝承者たちはさまざまなリソースから自ら構成要素を選択、配置して講話を構成しており、同一の証言者の体験を語る伝承講話間においても、エピソードの詳細に違いを生起させていた。

以上の検討から、分析1の結果として、①伝承者たちが伝承講話を通じて証言者の体験の記憶とは異なる主題（被爆の実相、伝承者の家族の被爆体験）を一定程度語っていること、すなわち彼らが単に証言者の記憶表象の受け継ぎを行っているのではないということを示す。

Ⅳ 分析2：多様な伝承講話はどのように生み出されるのか

分析1のコーディングの段階で、伝承講話には一定程度伝承者自身の体験性が織り込まれていることが示唆されていたことから、伝承者たち自身がどのように伝承講話を行っているのか、あるいはいかにして伝承講話をつくり上げて行ったのかを、彼らの体験性（広島における伝承者たちと原爆・被爆の事象のかかわり）に着目して、伝承講話の語りの型、インタビュー・データより事例を抽出し、分析を行った。

その結果明らかになったのは、伝承者たちは、養成期間、伝承講話の実施を通じて、①証言者のフィールド、②聴講者（社会）のフィールド、③家族のフィールドでそれぞれ過去の事象にかかわる体験を立ち上げ、それを伝承講話に持ち込んでいることであった。また、その体験のフィールドの違いが分析1で明らかになった規定語り、実相語り、身内語りの3パターンを伝承講話に生み出していることも示された。伝承者たちの体験性が表現された結果、多様な伝承講話が誕生していた。

V 分析3：多様な伝承講話はなぜ肯定されるのか

すでに述べたように、伝承者養成事業のミッションは、証言者の被爆体験を受け継ぎ、次世代に伝える人材（伝承者）を養成することである。伝承講話に求められているのは、「証言者の記憶を語り継ぐ」ということである。したがって、その目的に照らしてみれば、被爆の実相を講話の中心に据える必要性や、家族の被爆体験を伝承講話に加える必然性はないといえる。つまり、生み出された伝承講話には、事業のミッションに適っていないものが一定量含まれている、ということになる。しかし、伝承講話が語り出されるには、関係者（証言者、養成担当者）の承認が必要であることから、語られている伝承講話とは、彼らが伝承講話として適当と認めたものということになる。つまり多様な伝承講話が肯定されているということは、伝承者たちがそれぞれの体験を伝承講話に持ち込むことへの肯定であり、伝承者、関係者がこの状況をもって、一定程度記憶の継承・伝承が達成できていると考えていることの現れと判断することができる。そこで、分析3ではこの複数パターンの伝承講話が存在する事態をなぜ当事者（伝承者）、関係者（伝承者・養成担当者）たちが肯定しているのかという点を解明することとを目的とした。

私たちは他者と新しい関係を築こうとするとき、あるいは相手との間に親密さやつながりを創り出そうとするとき、自分の体験談、自伝的記憶を語る（Pasupathi, 2003）。伝承者たちが聴講者たちとの間にコミュニケーションな関係を志向しているとすれば、そして伝承者たちに原爆・被爆の事象にかかわる体験があるとすれば、伝承者たちが伝承講話に自身の体験を持ち込むのはむしろ自然なことといえる。そこで分析3の手順として、はじめに伝承者、証言者、養成担当者が多様な伝承講話を肯定していることを確認し、次いで伝承者たちが聴講者たちとの間にコミュニケーションな関係を志向していることを示し、最後に伝承者たちに原爆・被爆の事象にかかわる体験があることを明らかにすることとした。その結果次の3点が明らかになった。

1点目は、インタビュー、参与観察のデータからも、伝承者、証言者、養成担当者が複数パターンの伝承講話が行われている状況を一定程度肯定しているということである。先述のように伝承講話は伝承者によって伝承文が作成された後、証言者・養成担当者の承認を経て伝承講話になる。したがって、複数パターンの伝承講話は、この3者の共同的な実践が生み出したものといえた。

2点目は、伝承者たちが自身の体験を伝承講話に持ち込むのは、聴講者との間にコミュニケーションな関係を志向するためであるということである。講話という一方的

な語りの場においても、伝承者たちは講話の開始前、開始後にも、自身の体験や伝承講話に関わる情報等を聴講者に対して開示し、双方向的な対話を試みていた。伝承講話の場が伝承者と聴講者との共同的な営みによって構成されるものであることを示すことにより、伝承講話に伝承者の体験が持ち込まれることの妥当性を示した。

3点目は、伝承者たちもまた、原爆・被爆につながるような体験をもつ存在であり、そうであるからこそ関係者（証言者、養成担当者）は、伝承者たちが伝承講話にそれぞれの体験を持ち込むことを肯定しているということである。

広島は、過去の事象が持続している環境を有している。街なかには被爆建物や被爆樹木、慰霊碑や出来事の現場等といった被爆の痕跡や、原爆や被爆の事象に関わるさまざまなモノ、コトが配置された環境である。人々もまた戦後長きにわたってこの地で営みを続けてきた。人々が生み出す慰霊や祈念、記憶・記録の収集・保存・公開等の多様な活動も、この空間のなかで展開され、空間を形成する要素となっている。この、広島の特性である直接体験者、間接体験者、そして過去の出来事に触れるためのさまざまな装置が集合的に配置された空間を、時間的・空間的連続性をもつ総体として「集合的記憶サイト」とよぶことを提案した。

この過去の事象が持続する集合的記憶サイトにおいては、原爆を直接体験した人も、戦後遅れてこの環境に登場した伝承者たちも、同じステイタスを示す。伝承者たちもまた、原爆投下のその時点から持続する広島という環境に接してきた人々であり、原爆・被爆の事象が持続している環境においては、伝承者もまた、証言者と同等のステイタスを持つ人々であると考えることに妥当性がある。このことは同時に、過去が持続する環境において、「体験者」・「非体験者」という区分が成立しないこと、伝承講話を体験者から非体験者への体験の記憶の伝達と捉えることの不可能さを提示する。また、「体験者」・「非体験者」という区分から脱却し、サイトに配置されたさまざまな痕跡に接することにより、広島の前爆・被爆の事象を体験する（しうる）、そしてヒロシマを伝達する可能性のあるすべての人々を「ヒロシマキャリア」として示した。

ヒロシマキャリアとしてのステイタスを有する伝承者が、伝承講話をコミュニケーションなものにしようと試みるとき、その体験を講話に持ち込むことは、人々の日常実践に照らしても妥当な行為である。伝承者それぞれに固有の体験が持ち込まれれば、伝承講話に複数のパターンや多様性、差異が生まれていく。多様な伝承講話に対する当事者（伝承者）、関係者（証言者、養成担当者）の肯定は、こうした背景のもとになされている。

VI 分析 4：記憶の継承・伝承とはいかなる事態か

分析 1～3 を通じて得られた結論は、伝承講話をめぐる実践において、当事者（伝承者）、関係者（証言者、養成担当者）たちが記憶表象の確実な受け渡し（記憶表象主義的实践）を行ってはいないということであった。同時にここで、「記憶の確実な受け渡しではないとすれば、彼らが伝承講話をめぐり行っているのはどのような実践なのか」という疑問が生じてくる。分析 4 の目的は、この疑問を解明することとし、過去の事象に向き合う際の伝承者たちのさまざまな実践を取り上げ、分析 3 で得られた広島的环境的な特性をふまえて分析することで、持続する環境との接触の程度と、記憶の継承・伝承との関係性を抽出した。その結果示されたのは、彼らの実践とは、記憶表象の確実な受け渡しを志向する記憶表象主義的なそれではなく、想起と知覚によって過去の事象にアクセスし続けようとする実践の集合であるということである。

はじめに記憶空間論（2006a）が示す構図を用いて伝承者たちの実践を分析した。記憶空間論は記憶の継承・伝承に焦点をあてたものではない。しかしこの構図には出来事 of 直接体験者と、間接体験者が揃っており、持続する環境における記憶の継承・伝承を考える際の手がかりを示す。実際、伝承者たちの多様な事例は、この記憶空間論が示す構図で説明することができた。伝承者たちはさらに、自らが接してきた記憶保持者（証言者や家族）が不在であり、揺らぐ身体がその場に示されていなくても、記憶保持者の身体 of 揺らぎを想起することでその被爆体験の想起をも行っていた。

また、伝承者たちが記憶保持者（証言者、家族）の被爆体験の想起から、類似する他者の被爆体験を想起するようになった事例も確認された。その際にも記憶保持者が見せた身体 of 揺らぎが契機となっていた。

養成研修を受ける前、そして伝承者として活動する以前の伝承者たちにとって原爆や被爆の痕跡はあたりまえのものであった。それらを目にしていなくても、必ずしも彼らに想起は生じていなかった。なぜなら集合的記憶サイトである広島も、彼らにとっては長期間生活の場として接してきた日常空間であるからである。環境との安定した接触は想起を生じさせない。しかし、伝承者へのプロセスにおいて、視点が変わったと語る伝承者たちがいたように、彼らは知覚から想起へとモードを移行し、過去の事象にアクセスするようになっていた。また、その際証言者や家族の身体が想起を媒介していた。

しかし、記憶空間論が示す構図には該当しない、想起を伴わない事例も確認された。そこでさらに知覚と想起の問題を佐々木のナビゲーション実験（1996）の知見を用

いて検討した。その結果、広島という集合的記憶サイトでは、過去の事象へのアクセスは必ずしも想起というかたちに限定されず、知覚によっても行われていたことが明らかになった。過去の事象が持続して存在する環境においては、過去の事象へのアクセスが必ずしも想起に限定されず、知覚によっても可能であることが示された。

さらに伝承講話を反復・暗記することによって証言者や家族に同化して語り、あたかも同じ体験をしているかのような感覚を得ている伝承者の擬似的な『知覚』の事例、原爆で失われたかつての家を『知覚』する被爆者の事例など、厳密には知覚の対象とはならない存在しないものを、当事者たちが擬似的な『知覚』によって捉えている事例も確認されていた。

これらの実践を、過去の出来事が持続する環境に安定的に接触してきた人々が、その環境のなかで行う実践として捉えなおすと、彼らの体験を立ち上げることへの志向は、環境に配置されたさまざまなノードと自身を結び、過去の事象にアクセスする回路を開く行為、つまり過去の事象に想起と知覚の両方法で触れ続けるという実践であると考えることが可能となる。そしてこの体験を伝承講話に持ち込むことで、伝承者たちは、聴講者たちに証言者というノード以外にもつながる多様な回路とその接触の仕方、接触可能性を他者に対して指し示す。端的に言えば、彼らが聴講者との間に形成しようと試みるコミュニケーション関係とは、このネットワークへの参入を聴講者たちに働きかけるものである。

記憶の継承・伝承を考えるには、少なくとも直接体験者が不在となった状況を想定する必要があった。想起と知覚のネットワークは、過去の事象が持続している環境において形成される。この空間において、すべての人々が潜在的にこのネットワークに加わることができ、自らの体験を立ち上げることで、新たな回路を開くことができる。たとえば間接体験者とは、広島という環境のなかに直接体験者より遅れて登場してきた存在であるが、過去の出来事の持続に触れられるという意味において、体験の質や持続する出来事との接触の程度に違いがあれ、同じヒロシマキャリアとしてのステータスを示す。直接体験者、間接体験者の区分だけではない。この環境において、広島に生まれ育った人も他の地域からやってきた人も、今日広島を訪れた観光客さえも同等である。いずれの人にもこのネットワークは開かれている。

ネットワークの参入者はまた、多様な体験をもつ人々や街に残された被爆の痕跡、慰霊碑等と同じように、この網目を形成するノードになる。したがって、近い将来直接体験者たちがこのネットワークから離脱するときにきても、新たな参加者がこのネ

ットワークに加わることで、離脱によって欠けたノードを補うことができれば、この想起と知覚のネットワークは保たれる。新たな参加者はこのネットワークのなかで、過去の事象への新たなアクセスを開始する。たとえば細胞が絶えず入れ替わっていても生物自体が保たれるように、このネットワークに位置づく人々が入れ替わるという「動的平衡」とよばれる状態にあれば、直接体験者が不在となった後にも集合的な記憶を保持することは、一定期間可能であると考えられる。分析4が最終的に示したのは、広島という集合的記憶サイトで想起と知覚によって過去の事象にアクセスしようとするヒロシマキャリアたちの試みと、その構図である。

終章 記憶の継承・伝承をめぐる考察

これらのことから、他者の記憶を継承・伝承するという場面で彼らが行っているのは、過去の出来事の「持続」に触れ続けようとする共同的な実践であると判断される。彼らの実践は、少なくとも他者の記憶を詳細かつ忠実に受け継ぎ、できるだけその形を保持したまま次の世代に受け渡そうという記憶表象主義的な試みではない。記憶の継承・伝承を手記や記録映像のような手段によって固定化し、保全しようとする行為とは相対するものであった。彼らが志向しているのは、単に過去の出来事に触れることではなく、過去の出来事の「持続」に触れることである。この持続への接触こそが「確かにその出来事はあった（そして今も続いている）」というアクチュアリティを生み出す。

伝承者たちが過去の出来事の持続に今現在も触れ続けることができるのは、広島という空間の特性によるところが大きい。戦後長きにわたってつくられ維持されてきた想起と知覚のネットワークは、この集合的記憶サイトに張り巡らされている。そしてすべての人々がこのネットワークに参加できる潜在的可能性をもつ。参加者は過去の出来事に触れるためにこのネットワークを用いるが、同時に自身もそのネットワークを構成するノード、次の世代へのエントランスとなる。換言すれば、過去の出来事の持続に触れるということは、広島というサイトそのものに関わりつづけることでもある。

集合的記憶とは、こうしたネットワーク上に生み出される、あるコミュニティの記憶である。しかし、この記憶はそのときのネットワークが偶然生み出したものにすぎない。ネットワークはそのときの社会や構成要素の入れ替わりによってそのつどかたちを変えていく。つまりネットワークのかたちが変わればそれらが生み出す集合的記

憶も変化する。集合的記憶を生み出している構造を見ずに、そのつど生み出されていく活動の痕跡・残滓（高木，2016）ともいえる集合的記憶に着目するだけでは、おそらく継承・伝承とよばれる事態を明らかにすることはできない。集合的に存在しているのはむしろ人々の実践であり、ネットワークであると捉えるべきである。

以上の検討から、記憶の継承・伝承とは、このネットワークのなかで人々が共同的に行う、過去の出来事の持続に触れ続ける実践であるとの結論を提示する。

VII 分析結果のまとめ：記憶の継承・伝承

（1）想起研究への貢献

本研究から得られた知見は次のとおりである。

第一の知見は、記憶の伝承・継承の本質とは、記憶表象の受け渡しではなく、過去の出来事の持続に触れ続けようとする人々の共同的な実践であるとの仮説的な定義を得たことである。証言者の体験の語りを受け継ぎ次の世代に伝えるという目的に対し、目的合理的に考えれば、最も近道となるのはその記憶表象をそのまま引き継ぎ語る、記憶表象主義的な実践であろう。しかし広島の伝承者たちはそうはしていなかった。彼らが行っていたのは、多様な伝承講話を創り上げ実施する過程で自らの体験を立ち上げることである。彼らはそれを伝承講話に持ち込むことによって、伝承講話を多様なものにしていた。それは、記憶保持者（証言者・家族）たちの身体や街なかに残る出来事の痕跡などの過去の出来事の持続に接触しようとする試みである。そして彼らはそれを繰り返し行っていた。過去の出来事の持続に触れ続けようとする実践はまた、記憶保持者たちの身体を通して得られる過去の出来事の不在と、そして今なお過去にならない出来事の実在のアクチュアリティに触れる実践でもある。

今日、集合的記憶研究の流れを汲む一連の研究が、記憶・想起に関する質的研究の主流となっている。これらの研究では想起の集合性に注目する一方で、個々の想起や体験性の問題が軽視されてきた。結果として記憶の継承・伝承の問題は、その生産物であるはずの集合的記憶の前提条件的な位置づけ、所与のものとなっており、記憶表象の伝承・継承そのものにアプローチするような研究が不足している。また、集合的記憶論においては言語表象の媒介機能への着目から、集合的な記憶表象の生成、維持、変容、創造と消費、それらをめぐるパワーポリティクス等の問題に終始する結果となっている。しかし、その場を構成する成員間の相互交渉や社会のなかでそのつど産み出される記憶はあくまでも行為の結果の副産物、残滓である（高木，2016）。そうで

あるとすれば、その確実な受け渡しを伝承と捉える行為自体が不可解なものとなる。実際、広島伝承者たちは証言者の記憶表象を受け渡すこと以外に、むしろ自身の体験として過去の事象の持続にアクセスしようとする実践を示していた。記憶の伝承・継承をクローズアップしたという点で、また記憶の伝承・継承を、記憶表象そのものの伝承・継承ではなく、過去の事象の持続にアクセスしようとする行為の問題として捉えることの重要性を示したという点で、従来の記憶・想起研究に対し一定の成果をもたらすことができたと考える。

第二の知見は、体験者・非体験者の捉え方に理解の道筋を付けたことである。過去の事象が持続する集合的記憶サイト・広島では、その「過去」とは必ずしも1945年8月6日とそれ以降のしばらくの間を指しているわけではない。原爆がもたらした災厄は、その投下の時点で完了してはいない。その後も広島の街のなか、人々の心身に痕跡を残し続け今に至っている。原爆・被爆をめぐり慰霊や祈念等のさまざまな活動も、戦後の長い時間持続して行われてきたものである。こうした環境においては、1945年8月6日以降に生を受けた人もまた、原爆・被爆にまつわる体験を持つ人々と理解することが妥当であった。このことが示すのは、環境の持続とその持続する環境に安定して接触した人々もまた、体験者と同じステイタスを持つ人々（ヒロシマキャリア）として考える必要性である。

過去の出来事が持続する環境において、体験者・非体験者という区分は成立しない。そういうものとして記憶の継承・伝承を考えると、語り継ぎによる記憶の継承・伝承が示す様相は大きく異なってくる。広島の事例の場合、証言者と同じステイタスの伝承者が、自らの体験を証言者の体験に加えて語ることは理解できる行為となり、その結果伝承講話にも多様性が生じるのも想定される結果となる。伝承者とは、証言者の記憶表象を忠実かつ従順に受け取る存在ではなく、過去の出来事に触れ続けようと試みる人々であり、主体的に自らの体験を加えて記憶表象を創り出し、それを次の世代へ伝えていく行為者であるということになる。これらのことから、記憶の継承・伝承を考える際に、それがなされる固有の環境について、過去の事象の持続の程度、その環境と人々との接触の度合いを考慮する必要性も示すことができた。

第三の知見は集合的記憶サイトとそこに張り巡らされた想起と知覚のネットワークを、集合的記憶を生み出し維持する構造として示したことである。第一の知見でもふれたように、広島は過去の事象の痕跡が維持されてきたという点で、また、過去の出来事の持続に人々が安定的に接触し続けてきたという点で、特殊な空間（集合的記憶

サイト)を形成している。

こうした装置の間に張り巡らされたネットワークが、想起と知覚のネットワークである。人々は想起と知覚の双方の営みによって過去の事象の持続に触れ続けようとする。その結果、この装置間を結ぶ回路は過去の事象に向けて開かれると同時に、その行為の連続がネットワークを構築し、維持し、変形させていくものとなる。このネットワークは新たな参加者に対して開かれており、参加者もまた新たなノード・構成要素となる。

本研究では、過去の出来事が安定して持続する空間における、過去の事象への持続的な接触が創り出すネットワークの構造と、人々の想起と知覚の営みがネットワークの回路をつくり維持する具体とその構造を示した。このことは、伝承・継承をそれが目指される環境のなかで捉える必要性をも示唆するものである。

(2) 記憶空間論への貢献

本研究が主な理論的背景として用いてきたのは、生態学的想起研究の流れに位置づく記憶空間論(高木, 2006a)である。記憶空間論が示したのは、①過去の事象が生起した環境との再接触の場面、②環境との再接触がない場面それぞれにおける環境の探索の構図であった。たとえば前者は戦後数十年を経てホロコーストの現場に立つ目撃者(生還者)の環境の探索の事例に代表される構図である。後者は、過去の事象が生起した環境に類する空間で、目撃者が過去の事象に類似するもの(客の頭とハサミ)を選び取って、過去の事象(ガス室のなかの散髪)に対してとっていた身構えを再び構成させ、それによって環境を探索する事例に示される。記憶空間論は記憶の継承・伝承事態を焦点化したものではない。しかし、これらの事例で目撃者たちが示す身体の揺らぎや構えを介して、聞き手においてもまた環境の探索が可能になることを示している。

本研究の成果は、一つは①の拡張型ともいえる、記憶保持者(記憶空間論でいうところの目撃者)が不在の場面においても、その身体の揺らぎを想起することによって、記憶保持者の体験を想起するという構図を示したことである。記憶保持者がその場面を構成していなくても、彼らは想起することが可能であった。つまりこの事態は、記憶保持者が不在となった時代において、私たちが他者の記憶を想起するときの、一つの構図を示しているということになる。

もう一つの成果は、①②の2つの構図に、③過去の事象が持続する環境との安定的

な接触がある場合における構図を加えたことである。先述のように伝承者も証言者と同じステータスを示す存在（ヒロシマキャリア）である。広島で過去の事象が持続する環境に触れてきた伝承者たちの場合、環境に変化が生じた場合には①の再接触が生起する。しかし、本研究が対象とした伝承者たちが、基本的に広島という環境に安定して接触してきた人々であり、過去の事象が環境内に比較的存在していることから、②の環境との再接触がない場面に見られた構図は確認されなかった。

一方で、①②では示されない、③過去の事象が持続する環境との安定的な接触がある場合の構図が確認された。それは、過去の事象へのアクセスが、想起のみならず知覚によっても成立するというものである。過去の出来事が安定して持続している環境において、人々がその持続に安定的に接触している場合、過去の出来事の持続に想起だけでなく知覚によってもアクセスが可能である。本研究が記憶空間論にプラスすることのできた知見である。

また、③の場合には、過去を過去として想起しない実践（たとえば原爆投下の日から今に至るまで戻ってこない家族を現在のこととして語る事例）、知覚と想起の間に位置づくような営み（原爆で焼失した家を今も「見ている」事例）なども生起することを示した。

この構図の抽出に用いたのが、想起と知覚の問題を扱った佐々木の研究（1996）である。

佐々木のナビゲーション実験は、体験者の想起が過去との安定的な接触によって再生から再認、そして知覚、さらにはその知覚さえも行為のなかに埋没するような想起の「死」へのプロセスを明らかにしたものである。本研究では高木の記憶空間論（2006a）に佐々木のナビゲーション実験（1996）を接合させることにより、記憶の継承・伝承を、想起と知覚による過去の事象にアクセスしようとする集合的な実践として捉えることの妥当性を示した。

（3）残された課題

本研究にはいくつかの課題が残されている。一つは記憶の継承・伝承が行われている場に関することがらである。本論が対象とした記憶の継承・伝承は、過去の出来事が持続している環境で試みられていた実践であった。この環境の特徴と、それとの接触の程度は継承・伝承のあり方に大きな影響を与えていた。したがって記憶の伝承・継承は、それがどのような環境でなされるかによって、そのあり方も変わる可能性が

ある。たとえば広島で広島の被爆体験を伝承するのと、遠く離れた場所でそれを伝承するのでは、恐らくそのありようには大きな違いが生じると考えられる。これらを比較検討することによって、さらに記憶の継承・伝承といわれる事態の本質に迫ることができると思う。

もう一つは、想起と知覚のネットワークの構造に関わる課題である。本研究がこのネットワークの構造として示したものは、伝承者の幅広い実践のうち、伝承講話という一部から得られたデータをベースとした考察の結果である。また、分析対象を伝承講話、インタビューで得られた発話に限定している。本研究では伝承講話が行われる講座室の外に広がるフィールドを対象としていないことから、本研究で収集できたフィールドでの参与観察場面は極めて限定的である。そのため多様な被爆の痕跡、多様な主体が実施する活動の関わりを実証的に明らかにするには至っていない。

同様に、本研究では伝承者を中心とする人々のコミュニティとしての実践を捉えることができていない。本研究が対象とした伝承者（1期生）たちは、調査時点ですでに3年の養成研修を終えて各々が伝承講話を語り出していた。そのため、彼らが集合的記憶サイト上の想起と知覚のネットワークを用いて、コミュニティとしての活動を抽出することが困難であった。想起と知覚のネットワークの総体をより具体的・実証的にとらえるためにも、方法論の検討も含め今後の課題としたい。

さらに、記憶の伝承・継承の範囲に関する課題が残されている。本研究が対象とした伝承者は、証言者から被爆体験を直接受け継いだ人たちであった。しかしこの伝承者たちから講話を聞いた次の受け手（聴講者）たちの動向を把握できていない。

また、調査では知覚と想起の中間を示すような事例が得られていた。たとえば実際には存在しないものを見ている、体験しているという事態は知覚ではないが知覚的な営みである。同時に「見ている」以上想起とも言いがたいが、そこにもものが実在しないという点では想起的でもある。これらについては事例数も少なく十分な検討を行うことができなかった。

本研究の調査データからは、記憶の継承・伝承といわれる事態に身体性が関わっている可能性も示されていたが、それらを検討するには至っていない。これについても今後の研究課題としたい。

さらに長期スパンでは、証言者を第一世代とした場合、本研究が対象とした伝承者たちは第二世代である。伝承者たちが引き継いだ証言講話がさらに次の世代に渡されたとき、それはどのような実践になるのか。証言者が完全に不在となったときに継承・

伝承のあり方はどう変わるのか。集合的記憶サイトとしての広島空間が大きく変貌したとき、想起と知覚のネットワークはどのように変化し、どう持続するのかという点についても解明すべき点である。

以上の残された課題は、調査対象の規模だけでなく、長期間にわたって調査対象の変化を待たなくてはならないなど、研究として成立させるための条件的な困難も大きい。今後の研究課題として示したい。

(4) 伝承の実践に対する示唆

本研究で得られた知見から、記憶の継承・伝承に関する実践に対し、いくつかの考察と提言を行いたい。

本研究が示した知見の一つは、過去の事象が持続する環境とその環境との接触の程度が想起や知覚にもたらす影響であった。広島の場合は原爆投下のその日から現在に至るまで、人々の営みが続いてきた場所である。人やモノ、場、慰霊碑、慰霊や記念の活動などが配された集合的記憶サイトでは、その多種多様な形態として表出する過去の事象がネットワークを形づくり、媒介となって、過去の事象の想起・知覚を可能にさせている。原爆の直接体験者、間接体験者もまた、このサイトの構成要素である。

すべての被爆者が近い将来このネットワークから離脱する。しかし、被爆の直接体験がない人々も、この環境に安定して接触してきたヒロシマ・キャリアであり、その体験の質は直接体験者と異なりながらも、原爆や被爆につながる体験を立ち上げることができる。環境が一定の度合いで維持される限り、人々の過去の事象への想起や知覚によるアクセスは可能であり、その実践がネットワークを維持する。

しかし、環境が大きく変えられるとき、このネットワークの維持は困難なものになると想定される。環境の持続が失われたとき、人々は知覚の対象を失い、あるいは想起の媒介を失うことになる。ネットワーク内の人の入れ替わりが何世代にも渡って続いたとき、過去の事象にアクセスしようとする行為は、もはや原爆や被爆の事象とのつながりを失ったものに変容していく可能性がある。そうしたなか、さらに過去の事象の痕跡という媒介を失えば、人々の想起は一層困難なものとなり、環境の探索ではなく、ある環境で行われる過去の出来事の想像になる可能性もある。

また、環境のなかの過去の事象が失われてしまったとき、過去の出来事の痕跡が失われ、直接体験者のみならず、間接体験者さえもが入れ替わり失われてしまったとき、私たちはどのように過去の事象を想起するのであろうか。そのとき、表象が足がかり

として重要な位置を占めてくる可能性がある。たとえば私たちが川面を見て、熱さを避けようと川に降りた人の被爆体験を想起できるのは、「そこでかつて何がおきたか」を知っているからである。「ここでかつてこのようなことがあった」という最低限の表象がなければ、その空間で想起を開始させるのは相当に難しいと思われる。出来事の痕跡に鮮烈な表情が伴っていたとしても同様のことがいえる。たとえば原爆ドームは、損傷による荒々しい表情を伴っていても、何の情報も持たない人にとってはそれを原爆投下による遺構として認識することは難しい。環境のなかの大半のものが新たな何かに置き換わり、ガイド役となる人々（直接体験者・間接体験者）が失われたとき、災害による遺構でも単なる廃墟でもなく、原爆ドームが原爆ドームとして認識されるためには、「ここでかつて何があったか」に関する最小限の表象が必要となる。

また、出来事の痕跡が残されているだけでは、記憶の継承・伝承は困難である。調査者がそれを実感した事例がある。確認してきたように、記憶の継承・伝承とは、過去の持続に触れ続ける共同的な実践である。記憶表象を集め、保存することに歴史的な意義は見いだせても、それだけでは次の災厄を防ぐことにはつながらない。記憶の継承・伝承は手記や証言映像の記録・保存とは別の機能を持つものであると考えるべきである。出来事が生じた環境において過去の事象をめぐる体験を自身で立ち上げること、そしてその記憶を先行する他者の記憶に足して行くこと。この試みを維持することによって、私たちの社会は「記憶の風化」という事態を一定の期間において回避することができる。記憶の継承・伝承が、災厄の二度目の生起を防ぐことができるとすれば、この試みの連続においてである。

広島の伝承者養成事業は2017年現在、6期生の養成に入ったところである。将来的な証言者の不足に対して伝承者の養成を試みると同時に、広島市は1期生の養成と同時に、新たな被爆証言の担い手、すなわち証言者の養成にも乗り出していた。この証言者たちは、2年間の研修を経て伝承者1期生よりも1年早く証言講話にデビューしている。

すでに述べたように、被爆の体験はそれぞれに異なる様相を呈する。たとえば被爆時の年齢、被爆場所、被爆状況、その後の避難経路などはその体験に決定的に大きな影響を与える。また、被爆者でも被爆年齢が0歳であれば、被爆時の記憶は通常ない。また被爆時に20歳だったとしても、重篤な状況におかれた場合、その記憶の質や量は低いものとなるはずである。現在広島市は、被爆証言を行える条件として、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（通称：被爆者援護法）に規定される被爆者である

ことを挙げている。しかし、被爆者であることと語りうる記憶を有していることは別の問題である。このことは逆のことも示している。伝承者のなかには、あるいは被爆者以外の人々のなかにも、語れる記憶を有している人たちがいるということである。実際、伝承者のなかには被爆年齢が一定の年齢であり、被爆時の明確な記憶を持っている被爆者もいる。また、被爆者としての認定はされていないものの、原爆投下の際の罹災者のようすや救護活動の一端を目撃している伝承者もいる。これらの記憶もまた、原爆・被爆の事象を語り伝える上で重要な記憶と位置づけることができる。被爆者の減少はすでに始まっている。従来の証言者の要件である「被爆者」というフレームを外し、原爆・被爆の事象の目撃者を語り手に加えることを検討する時期に来ているのではないだろうか。広島この環境に安定的に接触してきた人々、ヒロシマキャリアの対象範囲は広い。それを前提とすれば、目撃者は想定以上に広範にいるはずである。

1期生がデビューしてから2017年現在で3年目、伝承講話の実施回数を重ね、すでに2期生3期生も語り出している。この間、伝承者たちの間から聞かれるのは、伝承講話の内容の変化である。人から人へ語り継ぐという行為自体、記憶表象の変容は包摂されている。本研究でも示したように、その講話が聴講者とのコミュニケーション的なものであればあるほど、変容の可能性がある。原爆の悲惨さを訴えたいという潜在的な意識がもたらす一般知識における誇張、証言者の被爆体験の脚色などは、場合によっては史実と整合しないという事態を引き起こす。仮に史実と異なる語りが生起しているとすると、そのことは語り継ぎという行為そのものに対する信頼性のリスクとなる。本研究が示したように、語り継ぎによる記憶の継承・伝承とは、過去の事象にアクセスしようとする行為とその継続であるとした場合、語り継ぎは社会が失ってはならない重要な機能を担っているといえる。したがって、一般知識、証言者の体験など、伝承者が関与しない（関与しえない）コンテンツについては、必要最小限のメンテナンスの機会を持つことが望ましいと思われる。

ただし、その際に留意が必要なのは、伝承者のそれぞれの体験を不要物として排除しないことである。その体験はヒロシマキャリアとして伝承者たちが立ち上げてきた原爆・被爆の事象につながる体験であり、その体験の記憶は次の世代にとっての間接体験のリソース、アクチュアリティを示すものとなる。体験の記憶が持ち込まれることにより、その伝承講話は証言者の体験を自らの視点で語り直した今の時代に即応したものにもなりえる。伝承講話の可能性は、証言者の記憶表象の保持と伝達にあるの

ではなく、人々の実践のリソースとして開かれているところにあると位置づけたい。

審査結果の要旨

安斎聡子氏の博士学位申請論文は、広島市被爆証言伝承者養成事業において、被爆体験を持つ高齢の証言者から伝承者が被爆体験の語りを引き継ぐ過程の特質を、参与観察および半構造化インタビューの手法を用いて解明することを通して、証言者が不在となりつつある状況において厄災の記憶の継承・伝承がいかにして可能となるのかを検討することを目指したものである。

社会的実践として厄災の記憶の継承・伝承を試みる場合、録音・録画を通した証言のアーカイブ化など、記録を通して証言者の記憶表象を「正確に」次世代に受け渡すことを目指す方法が採られることが多い。また、記憶・想起研究において、このような継承・伝承の過程を捉えようとする場合、言語やイメージによって外在化された記憶表象の社会的な生成、共有、変容の過程に着目する集合的記憶研究の立場をとることが主流である。本論文では記憶の継承・伝承に対するこのような志向を「記憶表象主義」と呼んでいる。

記憶表象主義の立場から広島市被爆証言伝承者養成事業を捉えた場合、証言者から伝承者への被爆体験の語りの引き継ぎは、コミュニケーションの不備や記憶の変容などによって多くの誤りが記憶表象に混入する可能性の高い、不安定な継承・伝承の過程と捉えられることになる。実際、本論文でも示されているように、同事業における伝承者の語りには、証言者の語りには含まれない様々な情報の「混入」がみられる。だが、同事業の関係者（証言者、伝承者、養成担当者など）は、こうした事態を継承・伝承の失敗やトラブルとは認識せず、被爆体験の記憶の継承・伝承が適切に成立していると「実感」している。これは同事業の関係者たちが、被爆体験の記憶の継承・伝承を、記憶表象の受け渡しとは異なる「別の何か」として認識している可能性を示唆するものであると考えられる。本論文が詳細な参与観察とインタビューを通して解明を試みるのは、このような継承・伝承の成立を当事者に実感させる「別の何か」の実態であり、またそれが指し示す厄災の記憶の継承・伝承のあり方である。

このような解明の作業を実行するためには、社会的に共有された記憶表象の様態に焦点化する従来の集合的記憶研究とは異なる理論的枠組みが必要となる。本論文ではこのような理論的枠組みとして、想起を現在と過去に二重化された環境の探索過程として捉え、そこで生じる想起者、想起の聴き手、環境の位相に着目する高木光太郎の

記憶空間論（高木,2006）と、ナビゲーション実験を通して、想起と知覚の関係を行為者とそれが接触する環境の関係の変化として捉える佐々木正人の想起論（佐々木,1996）が採用されている。

本論文の構成は以下の通りである。序章では本論文が検討する問題の基本的な構図と論の展開の概略が説明された。第1章では、まず厄災の記憶の継承・伝承にかかわる国内の諸実践を概観することを通して記憶表象主義の概念を定義したのち、証言者から伝承者への語り継ぎの実践を、記憶表象主義が想定する「出来事の体験の記憶を正確かつ確実に伝達すること」として捉えることの妥当性を疑う必要性が指摘された。続いて証言者から伝承者への語り継ぎの実践を適切に捉える理論的枠組みを設定するために、想起を過去を巡る現在のコミュニケーションとして捉える共同想起研究、および想起と社会・文化的文脈の関係性を強調する集合的記憶研究の特徴と問題点が検討された。さらに生態学的記憶研究の流れに属する佐々木のナビゲーション実験と高木の記憶空間論の特徴を整理することを通して、伝承者による語り（伝承講話）の集合性・社会性に着目する従来の視点から、身体性と体験性に着目する新たな視点へと転換する必要性が強調された。

第2章では研究対象となる広島市被爆体験伝承者養成事業の概要、調査方法、分析の手順が説明された。

第3章では分析1として、同事業に参加した1期生の伝承者による伝承講話の内容の量的な検討が行われた。その結果、伝承講話は規定に従い証言者の体験を中心に語る「規定語り」、原爆による被害などに関する一般的な知識（被爆の実相）が証言者の体験に関する語りより多い「実相語り」、伝承者の家族の被爆体験が多く語られる「身内語り」の3種類のパターンに分類でき、それぞれ全伝承講話の40%、27%、33%を占めていることが示された。

第4章では分析2として、分析1で明らかとなった伝承講話の3パターンが、どのように創出されたのかについて、収集された伝承講話とインタビューの分析によって検討された。その結果、3パターンいずれの場合でも、伝承講話は伝承者の体験性を反映することによって創出されていることが明らかになった。規定語りは証言者の語りを忠実に再現するものであることから、一見すると伝承者の体験性は語りの創出に無関係かと思われるが、実際には伝承者たちは「被爆体験を語る証言者を目撃している私」として伝承者自身を主体とした語りを行っていた。実相語りの場合、伝承者がこれまでの経験から、聴講者への説明において原爆投下の背景や被害の状況などの知

識を伝えることの重要性を感じたことから構成されたものであった。身内語りの場合、家族の被爆体験を聞いた、あるいは聞かなかったという伝承者の体験が伝承講話に反映されることで構成されていた。これらの分析を通して第4章では、伝承者が自身の体験のフィールドを証言者、聴講者、家族に拡張し、そこで立ち上がった体験を伝承講話に持ち込みつつ証言者の体験を語っていること、およびこれによって証言者の語りを引き継ぐ伝承講話であっても伝承者ごとにその構成や表現に多様性が生じることが指摘された。

第5章では分析3として、広島市被爆体験伝承者養成事業が「証言者の体験を次世代に継承する」という目的を持っていながら、3パターンに分類できる多様な伝承講話が証言者、伝承者、養成担当者に肯定されている理由が、参与観察およびインタビューデータの分析を通して検討された。その結果、伝承講話の多様性が証言者、伝承者、養成担当者に肯定されていることが事実であること、伝承者が伝承講話に自身の体験を持ち込むのは聴講者とのコミュニケーション関係を構築するためであることが明らかにされた。さらに広島では、原爆投下後も、家族の被爆、街や人に残された原爆・被爆の痕跡、繰り返される慰霊の日などに触れ続けることが可能となっているため、伝承者は直接被爆を経験してはいないものの、原爆投下後にも持続的に生じる様々な事象を体験しており、これによって証言者と同様の「体験者」のステータスを得ていることが指摘された。これらの分析結果をふまえ、広島のように環境が安定的に持続し、過去の厄災の痕跡やそれにかかわる活動などの諸装置が集合的に配置されている空間を「集合的記憶サイト」と概念化すること、および直接被爆の経験の有無にかかわらず、集合的記憶サイトとしての広島に配置された様々な痕跡に接することで、原爆・被爆の事象を体験し、それを伝達する可能性のある全ての人々を「ヒロシマキャリア」と捉えることが提案された。

以上の分析から伝承者たちは、証言者の記憶表象を確実に受け継ぎ語るという記憶表象主義的な実践を行っているのではなく、集合的記憶サイトとしての広島でヒロシマキャリアとして様々な痕跡に触れ続けていることが明らかにされた。これを受けて第6章では分析4としてヒロシマキャリアとしての伝承者の実践の具体的様態について記憶空間論と佐々木の想起論の視座から検討された。その結果、伝承者の実践が、集合的記憶サイトに配置された人、モノ、場、活動、出来事の痕跡を媒介とした想起や知覚によって、過去の事象にアクセスし続けようとする共同的なものであること、および、伝承者を含む人々のこのような実践によって、集合的記憶サイト上に想起と

知覚のネットワークが形成されることが指摘された。

第7章では記憶の継承・伝承を、表象としての集合的記憶の受け渡しの過程ではなく、想起と知覚を通して過去の事象の持続に触れ続けようとする人々の集合的実践として捉えるという本論文の分析および考察の成果が、想起研究と記憶空間論に与える貢献と残された課題、および本論文が伝承の実践に与える示唆が検討された。想起研究への貢献については、記憶の継承・伝承を表象の受け渡しではなく、過去の出来事に触れようとする人々の共同の実践であるという見方と提示したこと、体験者・非体験者の区分の見直しを行ったこと、集合的記憶サイトとそこに張り巡らされた想起と知覚のネットワークが表象としての集合的記憶を生み出し維持している点を指摘したことが挙げられている。記憶空間論への貢献については、記憶保持者が不在の状況でも、記憶保持者の身体を想起することで環境の探索としての想起が可能になることを示したこと、および想起ではなく知覚を通して過去と接触するケース（原爆投下後に戻ってこない家族を現在のこととして語る事例など）の存在を示したことが挙げられている。残された課題としては、分析が広島のように過去の痕跡がよく持続しているサイトに限られている点、伝承者の多様な実践のうち伝承講話にもっぱら焦点化している点、伝承者を個人レベルでとらえ彼らが形成しているコミュニティは分析の対象となっていない点、直接体験者から次世代への伝承に分析が限られており、伝承者からその次の世代への伝承については検討されていない点などが挙げられた。最後に実践への示唆として、想起と知覚のネットワークが維持される限り、いわゆる直接体験者が離脱しても過去の事象へのアクセスは可能になること、そのためには過去の事象の痕跡を維持する必要があること、語り継ぎによる記憶の継承・伝承が、過去の事象にアクセスしようとする行為とその継続であるとした場合、語り継ぎは社会が失ってはならない重要な機能を担っていると考えられることなどが指摘された。

以上のように本論文は、直接体験者が高齢化するなか、厄災の記憶の継承・伝承はいかにして可能かという重要な社会的課題について、詳細なデータの分析と大胆な理論的提案を通して、一つの見通しを与えることを試みた着実かつ野心的な実証研究である。その結果得られた知見（集合的記憶サイトに張り巡らされた想起と知覚のネットワークにおいて過去の出来事に触れようとする人々[ヒロシマキャリア]の共同の実践としての記憶の継承・伝承）は、記憶の継承・伝承に関する従来の想起研究に新たな視座と展開の可能性を開くものであり、また記憶の伝承を巡る内外の諸実践にも価値のある示唆を提供しうるものであることから、その学術的、社会的価値は非常に高

いと評価できる。データの収集や分析の手法については技術的にも倫理的にも問題は確認されなかった。分析結果の整理や論の展開など論文構成上の技術的な側面については、予備審査段階でいくつか問題点が指摘されたが、その後の修正で格段に改善されている。

もちろん本論文には第7章で著者自身が指摘しているように複数の課題が残されている。また最終試験（公聴会）においても審査委員や他の出席者から「伝承者の語りの長期的な変動についてどのように考えるか」「ヒロシマキャリアが体験者・非体験者を区別しないとしているが、その際の対象把握の視点は誰に設定されているのか」「批判的検討の対象となっている記憶表象主義については、その内部からも体験の固有性について改善の可能性が指摘されているが、それは本論文とどのように関係するか」「本論文における環境の定義、特に対象の不在を含む環境の定義をより精緻化する必要があるのではないか」「原爆投下のような人災と地震のような天災では記憶の継承・伝承のあり方に違いが出るのではないか」など多くのコメント、質問があった。しかし、こうした質問やコメントは、本論文の分析・考察に内在する欠陥の指摘というよりも、広島という固有のサイトを対象とした本論文の成果を踏まえた、さらなる課題への言及であり、安斎氏の今後の研究成果に組み込まれるべき性質のものであった。このような質問やコメントを得たことは、本論文の不十分さあるいは不完全さを示すものではなく、むしろその学術的な触発力と展開可能性を示唆するものであると考えられる。

以上検討してきたように、本論文は詳細なデータの分析と挑戦的な理論的検討を通して、厄災の記憶の継承・伝承を対象とした想起研究の領域に新たな価値ある知見を提供することに成功していると同時に、記憶の継承・伝承の実践にも有用な示唆を与えうるものとなっており、その学術的達成は非常に高く評価できる。この評価をふまえ本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士（学術）の学位に相応しい水準に到達しているものと認定する。